

秋田県と株式会社NTTドコモ及びNTTドコモビジネス株式会社
との連携と協力に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）及び
NTTドコモビジネス株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、タイムライン（平時、災害発生時及び災害復旧時をいう。以下同じ。）
に基づく連携体制の構築、災害発生時における通信基盤の確保及びDXを活用した支援体
制の整備を連携して推進し、平時の備えから災害復旧時までの一貫した支援ネットワー
クの構築を図ることにより、もって地域社会の安全・安心の実現に寄与することを目的とす
る。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、
及び協力する。

- （1）タイムラインに応じた連携体制と迅速な情報伝達体制の構築
- （2）災害発生時における広域災害派遣支援活動及び通信の早期復旧に向けた相互のアセ
ットの提供及び関係機関との調整
- （3）DXを活用した避難所及び被災者への支援の実証
- （4）DXを活用した医療支援体制の整備に向けた研究

2 前項各号に掲げる事項について、具体的な取組の内容、実施方法、費用負担その他の条
件が決定した場合は、必要に応じて、これらを内容とする契約を締結するものとする。

（定期協議）

第3条 甲、乙及び丙は、前条第1項各号に掲げる事項を効果的に推進し、及び展開する
ため、災害時において必要となる体制整備や支援のあり方について協議し、及び検討する
ものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲、乙及び丙のいずれかの者から、この協定の内容の変更について申出があった
場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らし
てはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期
間満了日の1か月前までに甲、乙又は丙から相手方に対し特段の申出がない場合は、1
年間延長されたものとし、翌年度以降の取扱いについても同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合
は、甲、乙及び丙は、協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、
各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 10 月 27 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事

鈴木健太

乙 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番2号

株式会社NTTドコモ

執行役員東北支社長

野沢千晶

丙 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番2号

NTTドコモビジネス株式会社

ソリューション&マーケティング本部

東北支社長

鈴木建一